

入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：8:00 / 昼食：12:00 / 夕食：18:00）適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食当たり）

区分			1食あたり(令和8年6月より)
70歳未満	70歳以上		550円
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	90日以内	270円
		91日以上	220円
	低所得Ⅰ		130円
指定難病			330円

※低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給者

※70歳未満の低所得者（住民税非課税/限度額適用区分「オ」）は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当

「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される

※負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者

2026年06月 筑波記念病院